

第1-1表

(A)	(B) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(1)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ、クローク	展示博物館、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール	下線のあるものは、「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて（昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号）」の別表にある項目を示す（以下同じ）。
(1)項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他上欄を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク	展示博物館、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場	
(2)項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク		
(2)項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク、談話室、バー	サウナ室、体育館	
(2)項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店、クローク		
(2)項ニ	客席、カラオケ室、インターネット利用室、ビデオ利用室、事務室、待合室、ゲームコーナー、図書室、ビデオ等展示コーナー、倉庫	厨房、シャワー室、喫茶室、専用駐車場		
(3)項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー		
(3)項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、サウナ室、会議室	
(4)項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、託児室、写真室、遊技場、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室	催物場（展示博物館を含む。）貸衣裳室、料理・美容等の生活教室、現金自動支払機室	卸売問屋は、原則として本項に該当する。
(5)項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ピアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診療室、図書室、喫茶室	宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室	
(5)項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室	来客用宿泊室	旅行業法の適用のない来客用宿泊室は、当該用途に供するものとして扱う。

(A)	(B) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(6)項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当番室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム	臨床研究室	病院と同一棟にある看護婦宿舎又は看護学校の部分は、(5)項口又は(7)項の用途に供するものとして扱う。
(6)項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、事務室	売店、専用駐車場		
(6)項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、事務室	売店、専用駐車場		
(6)項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室、事務室	食堂、売店、専用駐車場	音楽教室、学習塾	
(7)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室、事務室	食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場	学生会館の集会室、合宿施設、学童保健室、同窓会及びPTA事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(8)項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場		
(9)項イ	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室		
(9)項ロ	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室	有料洗濯室	
(10)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、専用駐車場	理容室、両替所	
(11)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室、聖堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室	宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室	1 結婚式場の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本項に該当する。
(12)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室		同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(12)項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ		客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。

(A)	(B) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備 考	
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分		
(13)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店			
(13)項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場			
(14)項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの。）	食堂、売店、専用駐車場、展示場			
(15)項	事務所 金融機関 官公署 研究所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診療室	展示室、展望施設	1 会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーデトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興行場法の適用のないものは、原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。 なお、興業場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。 (以下、本項において同じ。) 2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。
	新聞社	事務室、休憩室、会議室、ホール	食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場	旅行案内室、法律・健康等の相談室	
	区市民センター 文化センター 児童館 老人館	事務室、集会室、談話室、図書室、ホール	食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体育室、トレーニング室	結婚式場、宴会場	老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。
	研修所	事務室、教室、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場		研修のための宿泊施設は、(5)項ロの用途に供するものとして扱う。
	観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場	映写室、図書室、集会室、展示博物室	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの。）を有するものは、本項に該当する。